令 和 5 年 9 月 12 日
都市整備部公園河川課
資　　　　　　　料

駅前公園の施設被害について

１．発見日時

令和５年８月１８日（金）午後９時００分ごろ

２．被害場所

「駅前公園」　（公園所在地：青森市新町１丁目2-15 外）

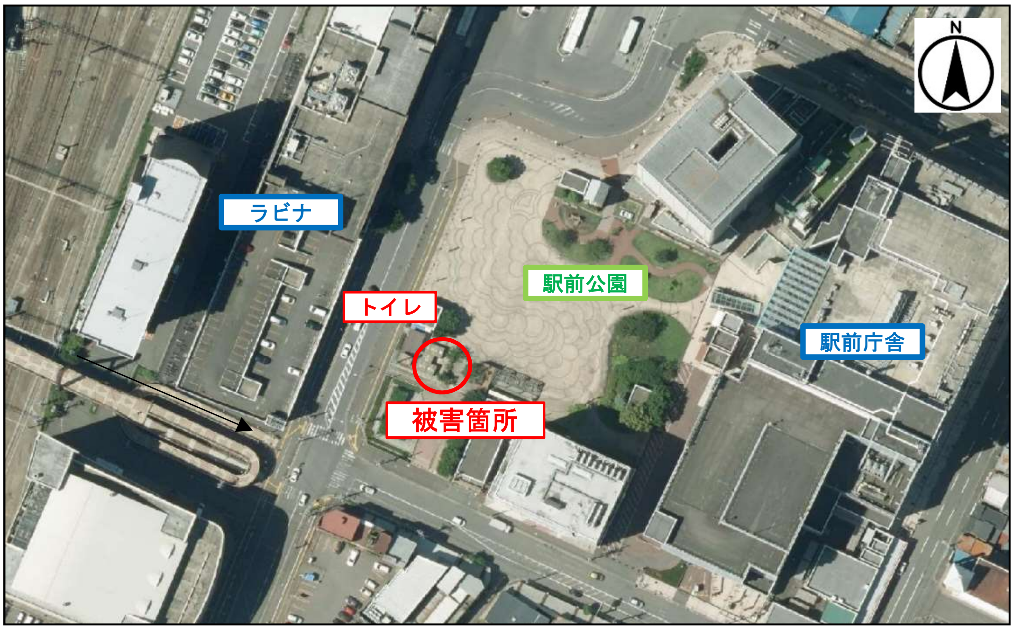

3．被害状況

トイレ前に設置している木製衝立２基

（○箇所　衝立破損被害箇所）

令和５年９月12日
都市整備部公園河川課
資　　　　　　　料

（〇箇所　衝立破損被害箇所）

（〇箇所　衝立破損被害箇所）

４．状況経過

８月１８日（金）

午後２時頃	指定管理者職員の公園点検において、異常がないことを確認。
午後９時頃	地域巡回パトロール中の警察官が、衝立が破損していることを発見。
午後９時３０分頃	青森警察署から市役所守衛室に、破損報告と現地立会の依頼があり、守衛から公園河川課職員へ報告。
午後１０時頃	公園河川課職員が現地を確認。 破損した衝立については、注意喚起のテープを貼り公園利用者の安全確保の措置を行った。

・指定管理者職員が最後に確認した８月１８日（金）午後２時頃から、警察官が被害を確認した午後９時頃までの間に被害発生。

５．被害届の提出

現地を確認し、意図的に破壊されたものであると判断したことから、市は令和５年８月１８日（金）付けで青森警察署に「被害届」を提出し、同日付けで受理。